

知広事第1470号

令和6年（2024年）9月26日

介護サービス事業所 管理者様

知多北部広域連合長 花田勝重

（公印省略）

### 電子申請届出システムの開始について（通知）

日ごろは、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

厚生労働省では、介護サービスに係る指定に関連する申請届出等について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう「電子申請届出システム」を運用開始しています。

知多北部広域連合においても、令和6年11月から「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始します。なお、当分の間は、従来の形式による申請も引き続き可能とします。

#### 1 対象となる申請の種類

- ・変更届（加算に関する届出を除く）
- ・指定更新申請

※その他申請届出については、今後順次対応可能としていく予定です。

#### 2 システムの利用に必要なもの

##### （1）GビズID

電子申請届出システムを利用するためには、GビズID（プライム又はメンバー）の取得が必須となります。

※ GビズIDには「プライム」「メンバー」「エントリー」の3種類のアカウントがありますが、「エントリー」ではご利用できません。

※ GビズID作成には2週間程度時間を要しますので、余裕をもって作成いただきますようお願いします。

URL（GビズID作成）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## (2) 登記情報提供サービス

申請の際に添付書類として必要な登記事項証明書は、法務局が管轄する登記情報をおインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出を可能とします。

※ 登録が必須なものではありません。「登記情報提供サービス」を利用しない場合は、登記事項証明書の原本の写しをPDFデータにて「電子申請届出システム」に添付したうえで、原本（紙媒体）を別途、郵送または窓口にてご提出ください。

※ 登記情報提供サービスの利用には登録が必要となります。

URL（登記情報提供サービス）

<https://www1.touki.or.jp/>

## 3 利用方法について

電子申請届出システムは、以下のリンクから利用することができます。システムの操作方法については、システム内のヘルプに掲載の操作マニュアルをご参照ください。

URL（電子申請届出システム）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

## 4 その他

令和6年4月より指定申請等届出様式について、厚生労働大臣が定める様式（新様式）を使用するものとされました。これまで旧様式での届出についても受付しておりましたが、令和6年10月1日より原則新様式での届出とさせていただきます。各種様式については、ホームページにてお示ししておりますので、ご活用ください。

知多北部広域連合 事業課 給付係

〒476-0003 東海市荒尾町西廻間2番地の1

電話 052-689-2263 FAX052-689-2265